

(別紙)

令和7年2月4日からの大雪に対する非常取扱いの対象地域・取扱期間
(2025年2月12日更新)

対象地域		取扱期間
福島県	<ul style="list-style-type: none">・会津若松市・喜多方市・南会津郡檜枝岐村・南会津郡只見町・南会津郡南会津町・耶麻郡北塙原村・耶麻郡西会津町・耶麻郡磐梯町・耶麻郡猪苗代町・河沼郡会津坂下町・河沼郡湯川村・河沼郡柳津町・大沼郡三島町・大沼郡金山町・大沼郡昭和村・大沼郡会津美里町・岩瀬郡天栄村・南会津郡下郷町	2025年2月10日（月）から 同年3月10日（月）まで
新潟県	<ul style="list-style-type: none">・長岡市・東蒲原郡阿賀町・十日町市・魚沼市	
福島県	<ul style="list-style-type: none">・郡山市	2025年2月12日（水）から 同年3月11日（火）まで
新潟県	<ul style="list-style-type: none">・上越市・中魚沼郡津南町・妙高市	

以上